

多重債務整理事件③ ー消費者破産ー

本稿は、個人破産の中でもいわゆる消費者破産（非事業者に関する破産事件）に関する基礎的論点の修得を目的としており、事業者の破産事件や会社の破産事件については取り扱わない。事業者・法人破産については、消費者事件とは一線を画す多岐にわたる論点があるため、受講生各自において研鑽が求められる。

I 消費者破産制度の理念

I-1 破産手続

債務者が支払不能・債務超過に陥った場合に、債務者の総財産を以って債権者に対して公平に配当する制度。法人は破産によって解散し、破産手続によって財産を清算して法人格が消滅するため、一般に破産は、清算手続と位置づけられる。

I-2 個人破産

法人と異なり、破産によっても個人の生活・人生は消滅しない。よって、個人破産は債務者を経済的に更生させるための手続と位置づけられる（調停・個人再生と同様）。「債務者の経済的更生」に際しては、①「債務からの解放」②「生活再建」③「再度の破綻防止」という段階的考え方が包含される。

①「債務からの解放」を支援するのは当然のことだが、債務整理に関わる法律家としては、②「生活再建」の支援も求められ、関係機関からも法律家に期待が寄せられる部分である。

I-3 債務からの解放

多重債務者は、資本主義社会における構造的被害者であり、法的支援の欠如、社会福祉の貧困によって被害は一層拡大される。

世の中の景気の動向、社会環境の変化等に一切左右されない一定の貧困層が存在することを、法律家として認識しなければならない。

本人の努力によっても生活状況が改善できない構造的被害者に対し、一部の弁済を求めることは再度の破綻のきっかけ作りにすぎない。多重債務問題の根本的な解決のためには、「債務からの解放」に最も資する破産手続を原則と考えるべきである。

I-4 生活再建

借金が破産手続によって免責されたとしても、それだけで本人や家族を含めた生活が根本的に改善されるわけではない。低所得、母子家庭、障害等、多重債務に至る者の多くは、その生活環境そのものを改善しなければ、真の生活再建を図ることができない深刻な問題を抱

えている。

生活保護や生活福祉資金貸付制度等、多重債務問題に関わる法律家としては、社会的弱者のために制度化された社会保障に対する深い理解も求められる。また、関係機関との連携を深めることにより、生活再建に向けた重厚な支援を行うことができる体制を整えなければならない。

生活再建が十分に図れないまま、借金の問題だけを解決することは、ヤミ金・犯罪・自殺等の社会問題の引き金となることを忘れてはならない。

II 破産による不利益

II-1 信用情報機関への不利益情報の登録（いわゆるブラック）

新たな借りができない（金融機関も含む）、カードが作れない、ローンを組めない等の不利益が、5～7年程度続く。現金での生活を強いられるため、突発的な資金需要に対する貯蓄の必要性が高まる。この部分のフォローが十分でない場合、ヤミ金被害の引き金となる可能性も高まる。

なお、信用情報機関は「返済能力の調査」以外の目的で使用されることはない（貸金業法41条の38）。一方で、「ブラック登録がないこと」は、審査対象の1項目に過ぎない。

相談者の中には、信用情報機関への不利益情報の登録（いわゆる「ブラック」）を不安に感じる者も多いので、正確な理解が求められる。以下はJICCから確認が得られた情報である。

- ① 司法書士に依頼した場合に、「債務整理情報」が登録される。3か月間滞納すると「延滞情報」が登録される。
- ② 司法書士に依頼後、債務が残り、分割払いの和解をした場合、「債務整理情報」が5年間登録され、「延滞情報」は「延滞解消情報」となり1年間登録される。
- ③ 「延滞情報」は、「全国銀行個人信用情報センター」との情報交流の対象となるが、「債務整理情報」および「延滞解消情報」は情報交流の対象にはならない。（延滞情報は当然に交流の対象。）
- ④ 過払いであることが判明した場合、「債務整理情報」「延滞情報」は、いずれも抹消される。
- ⑤ 過払いの場合に④の情報を抹消するのは、和解を締結した段階（決着がついた段階）で抹消する。
- ⑥ 債務整理により司法書士が介入する以前に、3か月間以上の滞納があった場合は、延滞時にすでに過払いになっていたとしても、「延滞情報」は抹消されない。
- ⑦ 完済後の過払い請求の場合は、一切登録されない。

※ 信用情報の登録事項は、与信材料の一資料に過ぎない。

信用情報が抹消されていても、勤務先や年収等の理由によって、融資が断られることも当然あるので注意されたい。

II-2 資格制限

問題となるのは警備会社・生命保険の外交等にすぎない。

II-3 身分証明書・官報への掲載

実質的な問題はほとんど生じない。

Ⅲ 破産に伴う注意点

Ⅲ－１ 債権者一覧表の作成

債権者平等の原則が貫かれるため、すべての負債を債権者一覧表に記載しなければならない。「保証人がついている」「友人からの借入れ」「この業者は怖い」「車を回収されると困る」等の事情は考慮しない。

なお、公租公課や養育費債務等は免責されない点、公的年金担保借入れを利用している場合、破産申立後も、借入額全額の償還を終了するまでは満額の支給を受けられない点等は十分な説明をすべきである。一方、勤務先からの借入金が給料から天引きされているようなケースでは、天引きを中止させなければならない。

Ⅲ－２ 資産目録の作成

原則として、すべての資産が破産財団組成物件となり、換価・配当の対象となる。

しかし、個人破産の場合、そもそも換価価値のある財産を有していないケースも多く、また何らかの財産を有している場合も、その総額が20～30万円程度にすぎない場合、同時廃止決定がなされるのが一般的である（地域によっては、少額管財制度を採用している裁判所もあるので、地元裁判所の運用に注意されたい）。

Ⅲ－２－ア 預貯金

預貯金債権を有している金融機関から借入金債務がある場合、当該口座は凍結され、相殺される。破産申立後に当該口座に給料等が振り込まれた場合、これを引き出すことができずに生活費が確保できない事態に陥ることもあり、注意を要する。

勤務先に対し振込先の変更依頼をすることを、忘れずに指摘すべきである。

Ⅲ－２－イ 不動産

担保に供されていない不動産や、いわゆるオーバーローンとなっていない不動産がある場合、管財人選任事件とされるのが通常である。この場合、予納金が高額化する可能性もあるから、依頼者に対する十分な説明が求められる。

このようなケースでは、管財事件としての予納金の納付を回避するため、事前に不動産を売却することも考えられるが、否認の対象とならないための慎重な対応を要す（後掲「破産者の所有する不動産の帰趨」参照）。

Ⅲ－２－ウ 所有権留保物件

車が代表的である。クレジット会社の所有権留保権は、破産手続において別除権と位置づけられるから、クレジット会社による別除権の行使により、物は回収される。

Ⅲ－２－エ 保証人

主債務者の破産免責は、保証人に何らの効力を及ぼさない。よって、主債務者の破産によって保証人が保証債務の追求を受けることになる旨は、必ず主債務者より告知させ

るべきである。ケースによっては、保証人も債務整理に着手しなければならない状況に陥るが、この場合、保証人の受任については利益相反の問題に十分な配慮をしなければならない。

なお、保証人の将来の求償債権は、債権者一覧表に記載すべきである。

Ⅲ－２－オ 保険解約返戻金

破産申立人が保険契約者である場合、当該保険の解約返戻金相当額は破産財団組成物件となる。金額によっては同時廃止事件として換価の指示を受けないこともあるが、場合によっては解約せざるを得ないケースもある旨を告知すべきである。

なお、契約者貸付制度を利用している場合、その旨を付記した上で債権者一覧表に記載すべきである。この場合、強制解約・相殺となるのが一般的である。

Ⅲ－２－カ 自己都合退職金見込額

退職金制度のある会社に勤務している場合、現時点における自己都合退職金見込額の8分の1相当額（裁判所によっては異なる割合を採用するケースもある）は破産財団組成物件となる。

しかし、現実には退職を求めるのは「生活再建」の考え方から逸脱するケースが多いため、見込額が高額になる場合は、第三者の協力を得て相当額を別に用意することも検討しなければならない。

Ⅲ－２－キ 過払金返還請求権

貸金業者の貸付にみなし弁済が成立しないことは、裁判所において顕著な事実である。よって、貸金業者からの借入れについては、破産申立に先だって全件債権調査を行い、利息制限法に基づく残債務を債権者一覧表に記載することとなる。この際、過払金が発生する場合、当該不当利得返還請求権は破産財団組成物件となる。

なお、破産申立てに先だって過払い金を回収すること自体は問題ないが、不相当に低額な和解をした場合には、破産管財人が選任され、和解契約が否認されることにもなりかねないので、十分に注意すべきである。

Ⅲ－２－ク 申立直前の換価

申立直前に預金を解約したり、不動産を売却したりした場合、換価された金銭が残存するのか、しない場合にその費消目的は何かにつき、関係資料による裏付けを伴う報告が求められる。十分な説明ができない場合、いわゆる「財産隠し」の疑いを持たれ、免責不許可事由に該当するケースも考えられるため、安易に財産処分を行うべきではない。

Ⅲ－２－ケ その他の財産

遺産分割未了の被相続人名義の財産は、法定相続分相当額が破産財団組成物件となる。

給料明細上で天引きが確認される積立金等は、何の目的でいくら積み立てられているか、将来の配当の可能性等について説明できる準備をしなければならない。その他、預金通帳の履歴で申立前1年程度の高額な入出金の動きに注意を払い、それぞれについて

の裏付けができるようにしておくべきである。

Ⅲ－３ 費用

費用は依頼者にとって重大な関心ごとであるから、明確に説明し、いつまでにいくら用意すべきであるのか、また生活を維持しながら月々いくら支払えるのかについて、具体的な協議に基づいた合意をすべきである。無論、分割納付にも柔軟に対応すべきである。

少額管財事件を採用している裁判所では、しばしば、予納金の確保が問題となるようであるから、あらかじめ誤解のない説明を果たすことが求められる。

一方、法テラスの定める資力基準に合致する場合、原則として法律扶助を利用すべきである。ことに生活保護受給者の場合、扶助決定時には償還が猶予され、終結決定時になお保護受給中である場合には償還が免除されるほか、予納金も扶助決定の対象となる（少額管財事件における官報公告料以外の予納金は、法テラスにより第三者予納される）から、法律扶助を利用しない場合には、後日、損害賠償請求を受けることにもなりかねない。

Ⅳ 免責不許可事由（破産法 252 条 1 項）

Ⅳ－１ 不当な財産処分等（１号・２号）

資産目録の作成の項で概観したとおり、申立直前に破産財団の価値減少につながる行為は、司法書士関与の下で行ってはならないし、既にそのような行為が行われている場合には、動機や目的、換価した資金の費消目的等、裏付け資料と突き合わせながら十分な事情聴取をしておかなければならない。

ケースによっては、陳述書に付記したり上申書を提出したりして、あらかじめ補足説明をすべき場合もある。

また、実務上もよくあるケースとしては、換金目的でクレジットを利用して商品を購入し、ローンの完済前に転売してしまうようなケースも問題となり得る。しかし、このような事案はいわゆる買取屋被害のような詐欺的事案が多い。事実関係を丁寧に聴取し、申立人に悪意がないことを、申立書類を通じて裁判官に訴えることが求められる。

Ⅳ－２ 偏頗弁済等（３号）

本号は、他の免責不許可事由と異なり、「破産原因たる事実を債務者が知っていたこと」が要件とされていない。このため、客観的に支払不能状態となった以降の偏頗弁済は、免責不許可の対象となり得る点に注意を要する。

特に、申立直前に弁済の事実がある場合、その詳細な事情聴取と申立書類の充実が求められる。

Ⅳ－３ 浪費・ギャンブル等による財産の著しい減少または過大な債務の負担（４号）

実務上、免責不許可事由として最も問題となり得る点であるが、浪費やギャンブルそれ自体が免責不許可事由となるわけではない点に注意しなければならない。これらが原因で、財産が著しく減少したり、過大な債務を負担したりすることが問題となるのである。

免責不許可事由がある場合に、安易に破産を回避することを勧める事案も散見されるが、

これには首肯できない。浪費やギャンブルは、多くの場合、積極的にそれらの行為に溺れていくわけではなく、そのきっかけとなる要因や精神状態、家庭環境や生い立ち等、さまざまな背景事情が絡み合った結果としての事象にすぎない。

何より、多重債務問題が社会構造的被害者であるとの広い視野を忘れてはならない。破産免責が「債務からの解放」という消費者破産の理念に最も協力に資する選択肢である以上、安易に破産を回避するのではなく、背景事情を深く掘り下げた事情聴取と申立書の作成が求められる。

なお、免責不許可事由が存在する場合も、裁判官による裁量免責が認められるケースは実務上も少なくない（後掲資料参照）。

- IV－4 詐術を用いた財産の取得（5号）・帳簿等の隠滅等（6号）・虚偽の債権者名簿の提出（7号）・虚偽の説明等（8号）・職務の妨害（9号）・破産法に定める義務違反（11号）

- IV－5 免責許可決定の確定した日から7年、給与所得者等再生における再生計画を遂行した場合またはハードシップ免責の決定が確定した場合における再生計画認可決定の確定した日から7年を、それぞれ経過していないこと（10号）

以下、省略